

2021年度政務調査研究活動実績報告書

県民の会 代表 上田 周五

2021年度の政務調査研究に関する主な活動の実施状況は以下のとおりである。

- 1 森林林業政策の調査研究について
- 2 南海トラフ地震、豪雨災害など自然災害に対する防災・減災の調査研究について
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の調査・研究について
 - (1) 「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例（案）」の調査研究について
 - (2) 「高知家あんしん会食推進の店認証制度」など支援制度の調査研究について
 - (3) コロナ禍における観光産業の課題の調査研究について
 - (4) 入院即応病床増床や宿泊療養施設など医療・予防体制について
- 4 沿岸漁業振興、定置網漁業など水産振興の調査研究について
- 5 県立中学校夜間学級の調査研究について
- 6 県立高校の再編と高台移転の調査研究について
- 7 空き家対策などの調査研究について
- 8 集落实態調査を反映した中山間対策、中山間振興の調査研究について
- 9 新食肉センターの調査研究について
- 10 ヤングケアラー・ひきこもり支援などの調査研究について
- 11 在宅医療・療養の調査研究について
- 12 県一漁協の在り方の調査研究について
- 13 むべの栽培など地域に根ざした特色ある農業などの調査研究について

新型コロナウイルス感染症に関する条例（案）について

県議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会では、議員提案による「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例」の制定について検討しましたが、全会派で一致して協議することが困難となったことから、県民の会も加わって、自民党、公明党、一燈立志の会ら可能な会派で協議してきました。

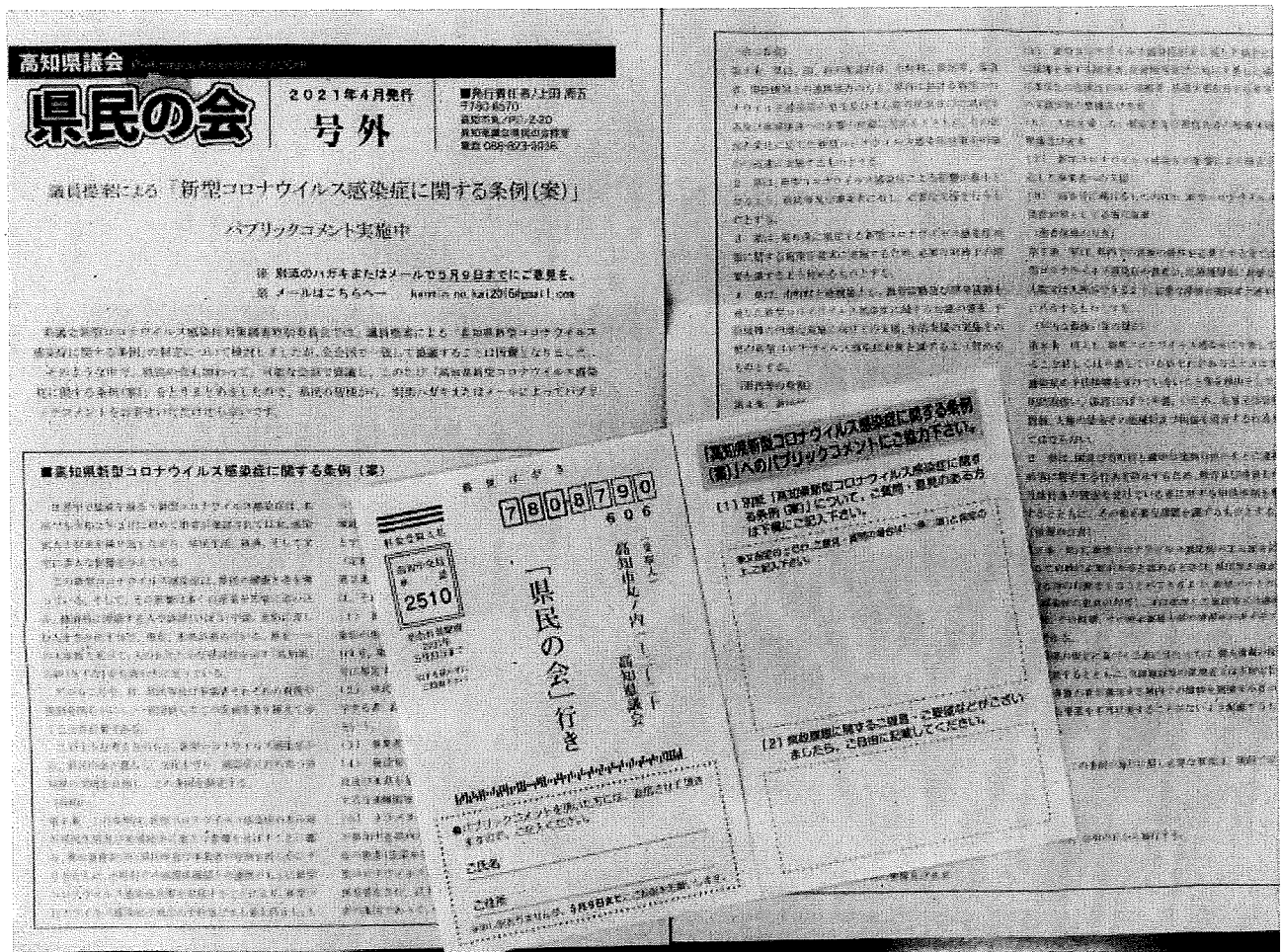
「県民の会」からも坂本議員が代表して、協議の場に参加して、4月8日の協議会で「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例(案)」がとりまとめられました。

条例案には、「県の責務」「県民等の役割」「事業者の役割」「県の施策」「患者情報の共有」「不当な取扱い等の禁止」「情報の公表」などの項目には、誹謗中傷の禁止などを盛り込んでいますが、罰則規定は定めていません。

案作りの過程では、会派として、協議会での議論過程を持ち帰り、意見反映をしつつ取り組みました。

4月13日から、協議の場に参加してきたそれぞれの会派で、パブリックコメントを行うこととしており、県民の会では、写真のとおり広報紙の号外も配布し、お知らせの上、県民の皆様から、広報紙別添ハガキまたはメールによってパブリックコメントをお寄せ頂きました。

5月9日に締め切らせて頂きましたが、寄せられたパブリックコメントは44人の方から延べ6



4件に及ぶご意見を頂きました。

64件で、条例（案）に直接関係するものが34件、条例（案）に直接関係しないものが25件、その他が5件となりました。

高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例案について、最終的に、条例案のとりまとめをし

てきた会派に対して、全部で41人の方から58件のご意見をいただきました。

中には、頂いたご意見を踏まえて、修文した箇所もあるなど、真摯に受け止めさせていただきました。

たとえば、前文の「そして、その影響は多くの産業を苦境に追い込み、経済的に困窮する人や誹謗(ひぼう)中傷、差別に苦しむ人を生み出すなど、現在、本県が進めている、県を一つの大家族と見立て、人のあたたかな県民性を示す「高知家」の絆(きずな)をも脅かすに至っている。」を「そして、その影響は多くの産業を苦境に追い込み、経済的に困窮する人や誹謗(ひぼう)中傷、差別に苦しむ人を生み出すなど、県民の絆(きずな)をも脅かすに至っている。」に修正します。

また、第6条(県の施策)で規定している「経営が悪化した事業者への支援」に加えて「生活が苦しくなった事業を行っていない県民への支援」や新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した県民等個人の生活再建(個人、学生等)のための条項(文)を加える」ことなどのご意見を踏まえ、第6条に「新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した県民への支援」を追加するなどの修正もしました。

7月2日、県議会危機管理文化厚生委員会で、自民党、県民の会、公明党、一燈立志の会の4会派が共同提出した「県新型コロナウイルス感染症に関する条例案」が、共産党会派提出の「県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例案」とともに審査されました。

共産党も自会派案が否決になった後の採決で、4会派案の賛成に回られたということで、全会一致で可決されました。

両条例案とも罰則のない理念条例で、感染者の差別禁止などを盛り込んでいましたが、共産党会派も、4会派案が、県の「責務」として迅速な感染症対応などを示し、実施すべき施策に、医療提供・検査体制の充実、困窮した県民や経営が悪化した事業者の支援をあげており、県の対策に協力するよう努めることなど「役割」として求められたことなどから、共産党会派にも賛成して頂いたようです。

まさに、これらの点は、県民の会が、県民の皆さんから頂いたパブリックコメントによって補強した部分でもあり、県民の皆さんと議会が一緒になって作成した条例とも言えるのではないかと思います。

閉会日の本会議で、全会一致で可決され、今後はこの条例によって、新型コロナウイルス感染症対策としっかり県行政が向き合っていく姿勢を注視して、その施策の実効性を持たせたいと思います。